

北信交貨第 8 5 号
北信交監第 5 4 号
北信技保第 4 1 号
令和 7 年 8 月 2 9 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿
公益社団法人 長野県トラック協会会長 殿
一般社団法人 富山県トラック協会会長 殿
一般社団法人 石川県トラック協会会長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長
自動車技術安全部長

飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について

飲酒・酒気帯び運転（以下「飲酒運転等」という。）の防止については、これまで
も機会があるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、
道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところである。

しかしながら、今年度において、当局管内に営業所を置く貨物運送事業者による
飲酒運転等が、7 月、8 月の間に 4 件相次いで発生した旨報告されており、「飲酒運
転ゼロ」を目標としている「事業用自動車総合安全プラン 2 0 2 5」の達成に向け
て業界一丸となって取り組んでいるところ、このような事態は極めて遺憾である。

当局としては、飲酒運転等を行った運転者の所属する営業所に対して、監査の実
施等厳正に対処していくとともに、運送事業者及び運転者においても飲酒運転等の
防止の取り組みの再徹底を今一度強く求めるところである。

については、飲酒運転等の撲滅を図るため、貴協会傘下会員に対して下記事項を指
導徹底されたい。

記

1. 運転者に対して、プロドライバーとしての誇りと自覚をもたせ、飲酒運転等
の行為が社会的に許されないこと、飲酒運転等を行った場合に会社等に与える影
響等について恒常的に教育すること。

2. 所属する各運転者の飲酒の習慣を把握し、業務中における飲酒の禁止について強力に教育すること。また、飲酒量に応じた体内でのアルコール分解時間等について運転者に認識させること。
3. 運送事業者は、点呼の重要性を再認識するとともに、厳正に確実な点呼を実施し、適切な運行管理を行うこと。また、運転者に対し、業務前点呼、業務後点呼、中間点呼について、必要性、重要性について認識させること。

以上